1-2. 個人情報保護法の目的・構成

- **「個人情報」の適正な取扱いに関し、個人情報の有用性に配慮しつつ、「プライバシー」の保護を含む個人の権利利益を保護することを目的とする法律。**
- **我が国の個人情報保護制度の「基本法」として基本理念、基本方針の策定や国等の責務等を定めるほか、民間事業者や行政機関等の個人情報の取扱いに関する「一般法」として民間部門及び公的部門における必要最小限の規律を定める。**
- **また、個人情報保護委員会の設置根拠や民間部門及び公的部門に対する監視・監督権限についても定める。**

（目的）
第１条　この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、**個人情報の適正な取扱い**に関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、**個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定める**とともに、**個人情報保護委員会を設置する**ことにより、**行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的**とする。

構成

第１章 総則
第２章 国及び地方公共団体の責務等
第３章 個人情報の保護に関する施策等
第４章 個人情報取扱事業者等の義務等
第５章 行政機関等の義務等
第６章 個人情報保護委員会
第７章 雑則
第８章 罰則

1-3. 個人情報保護法の成立と改正経緯

1970年代～　公的部門におけるコンピュータによる情報化の進展、欧米におけるプライバシー保護やデータ保護に関する立法の導入

1975年（昭和50年）～地方公共団体における個人情報保護条例※ 制定

※ 電子計算機処理：東京都国立市（1975年）、岩手県紫波町・東京都世田谷区（1976年）など
※ 個人情報一般：福岡県春日市（1984年）、政令都市として川崎市（1985年）、都道府県として神奈川県（1990年）など

昭和63年制定法

1988年（昭和63年）　行政機関電算機個人情報保護法※成立　1990年（平成2年）10月全面施行

※ 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（昭和63年法律第95号）

官民通ずるIT社会の急速な進展、国際的な情報流通の拡大、
プライバシー等の個人の権利利益侵害の危険性・不安感増大

2003年（平成15年）　個人情報保護法等※成立　2005年（平成17年）4月全面施行

平成15年制定法

平成15年改正法

※ その他、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。行個法）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（同第59号。独個法）、情報公開・個人情報保護審査会設置法（同第60号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（同第61号）

法施行後約10年が経過。情報通信技術の発展により、制定
当時には想定されなかったパーソナルデータの利活用が可能に

2014年（平成26年）　特定個人情報保護委員会　設置

2015年（平成27年）　個人情報保護法 改正　2017年（平成29年）5月全面施行

平成27年改正法

2016年（平成28年）　個人情報保護委員会　設置（民間部門の一元化）

2016年（平成28年）　行政機関個人情報保護法等 改正※　2017年（平成29年）5月全面施行

平成28年改正法

※ 行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第51号）による行個法及び独個法の改正

３年ごと見直し規定に基づき、国際的動向、情報通信技術の
進展、新産業の創出・発展の状況等を勘案して検討・措置

2020年（令和２年）　個人情報保護法 改正※３年ごと見直し規定に基づく初の改正　**2022年（令和4年）4月全面施行**

令和2年改正法

2021年（令和３年）　個人情報保護制度の官民一元化※　**2022年（令和4年）4月一部施行**
2023年（令和5年）4月全面施行

※ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による個人情報保護法の改正、行個法及び独個法の廃止等

令和3年改正法

1-4-2. 令和３年改正法の概要①：背景

１．今般、新たに**「デジタル庁」を創設**し、**国や地方のデジタル業務改革を強力に推進**していく方針。これに伴い、**公的部門で取り扱うデータの質的・量的な増大が不可避**。

⇒ **個人情報等の適正な取扱いに万全を期す**ため、**独立規制機関である個人情報保護委員会**が、**公的部門を含め、一元的に監視監督**する体制の確立が必要。

２．デジタル社会の進展や個人情報の有用性の高まりを背景として、**官民や地域の枠を超えたデータ利活用が活発化**。

⇒ データ利活用の支障となり得る**現行法制の不均衡・不整合を是正**する必要。

＜不均衡・不整合の例＞

・民間部門と公的部門で「個人情報」の定義が異なる。
・国立病院、民間病院、公立病院で、データ流通に関する法律上のルールが異なる。
・国立大学と私立大学で学術研究に係る例外規定のあり方が異なる。
・地方公共団体間で個人情報保護条例の規定やその運用が異なる（**いわゆる「2000個問題」**）

３．国境を超えたデータ流通の増加を踏まえ、**GDPR十分性認定**への対応を始めとする**国際的な制度調和**を図る必要性が一層向上。

1-4-3. 令和３年改正法の概要②：全体像

① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の**3本の法律を1本の法律に統合**するとともに、**地方公共団体の個人情報保護制度**についても**統合後の法律において全国的な共通ルールを規定**し、**全体の所管を個人情報保護委員会に一元化**。

② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、**国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用**。

③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、**学術研究に係る適用除外規定**について、一律の適用除外ではなく、**統合後の法律を適用**し、**義務ごとの例外規定として精緻化**。

④ **個人情報の定義等を国・民間・地方で統一**するとともに、行政機関等での**匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化**。

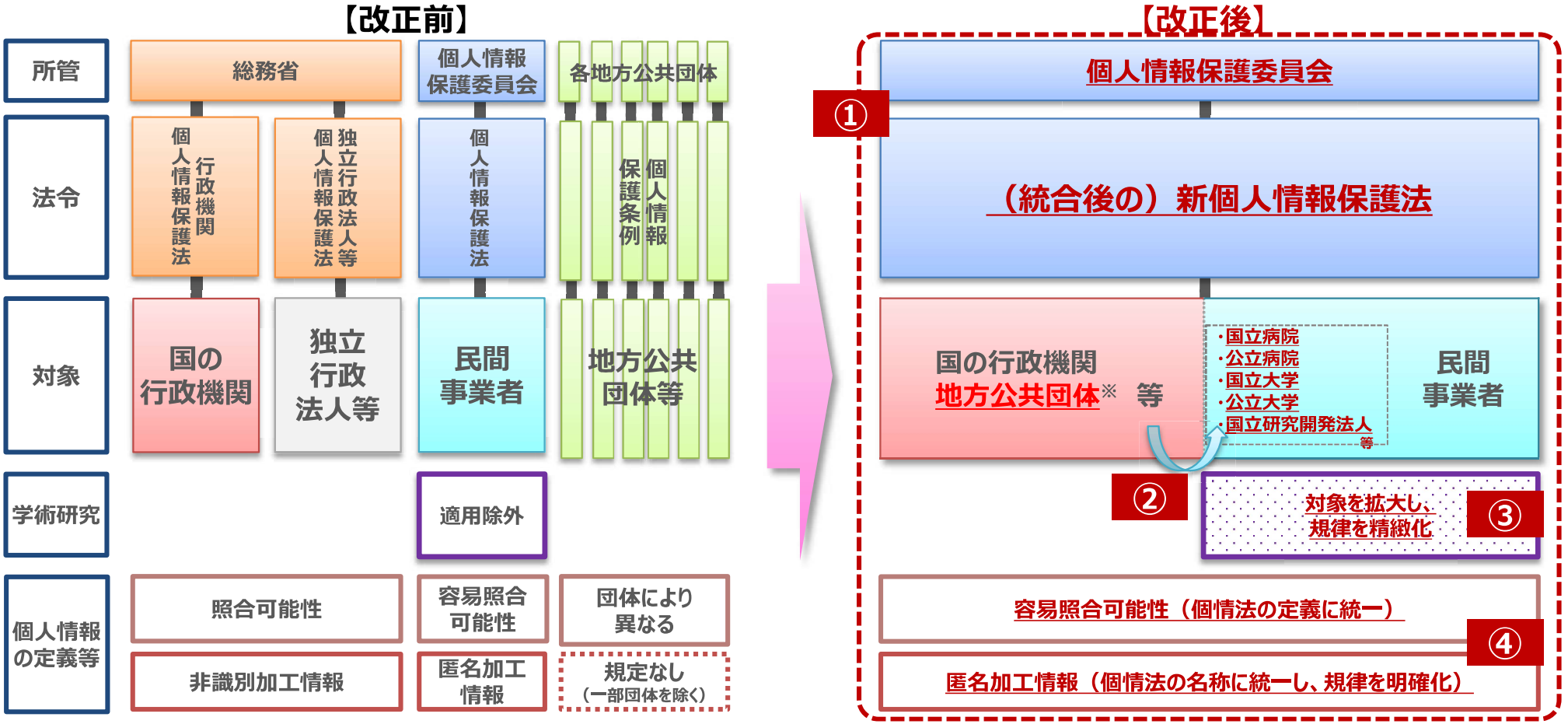

※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

1-4-4. 令和３年改正法の概要③：地方部分

＜地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの＞

1. 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立
   ※ いわゆる「２０００個問題」
   ①団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
   ②条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること
   等への問題提起がなされている
2. 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合
   例）・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
   ・G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）

＜改正の方向性＞

1. 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
2. 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドライン等を策定
3. その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容　⇒条例を個人情報保護委員会に届出
   例）・「条例要配慮個人情報」として保護する情報を規定
   ・個人情報の適切な取扱いを確保するため、特に必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続を規定

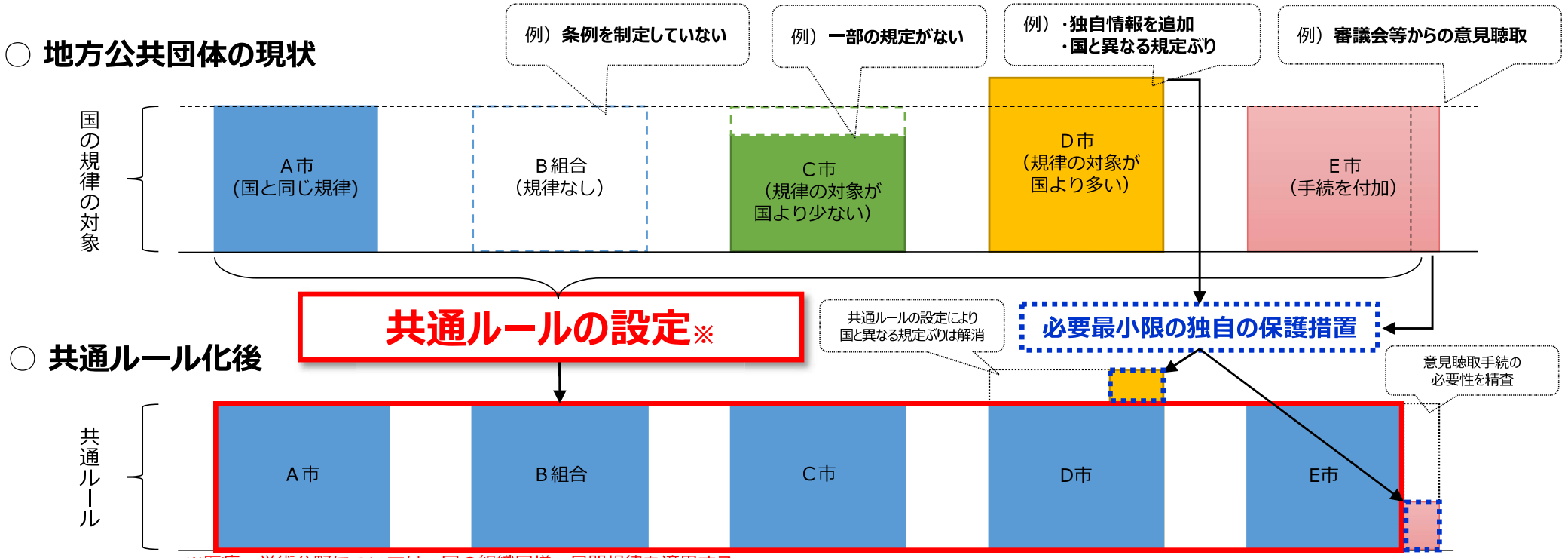

※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。
※審議会等の役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行。

1-7. 個人情報保護法の全体像

憲法・判例
（第13条：個人の尊重等、第21条：通信の秘密等、第35条：住居の不可侵）

個人情報保護法・政令・規則［基本法］
（１～３章：基本理念、国及び地方公共団体の責務等・個人情報保護施策等）

個人情報の保護に関する基本方針
（個人情報保護施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、官民の幅広い主体に対し、具体的な実践に取り組むことを要請）

民間部門［一般法］

個人情報保護法・政令・規則
（４・８章ほか：個人情報取扱事業者等の義務等、罰則　等）
【対象】民間事業者　※一部の独立行政法人等を含む。

ガイドライン
Q&A

公的部門［一般法］

個人情報保護法・政令・規則
（５・８章ほか：
行政機関等の義務等、罰則　等）
【対象】行政機関（国）・独立行政法人等

ガイドライン・事務対応ガイド
Q&A

個人情報保護条例
地方公共団体の機関
地方独立行政法人

令和3年改正法
（令和5年4月施行）

注１　個人番号（マイナンバー）や医療分野等においては、上記一般法に優先して適用される特別法も遵守する必要。
注２　金融関連分野、医療関連分野や情報通信分野等の特定分野においては、上記ガイドライン等のほか、当該分野ごとのガイドライン等も遵守する必要。
注３　民間部門においては、対象事業者に対する苦情処理、情報提供や指導等を行う認定個人情報保護団体に対し、対象事業者における個人情報等の適正な取扱いに関する自主的なルール（個人情報保護指針）を作成する努力義務があり、対象事業者は当該指針も遵守する必要。
注４　EU及び英国域内から十分性認定により移転を受けた個人データについては、上記法令及びガイドライン等のほか、補完的ルールも遵守する必要。

1-8. 個人情報保護制度の官民一元化
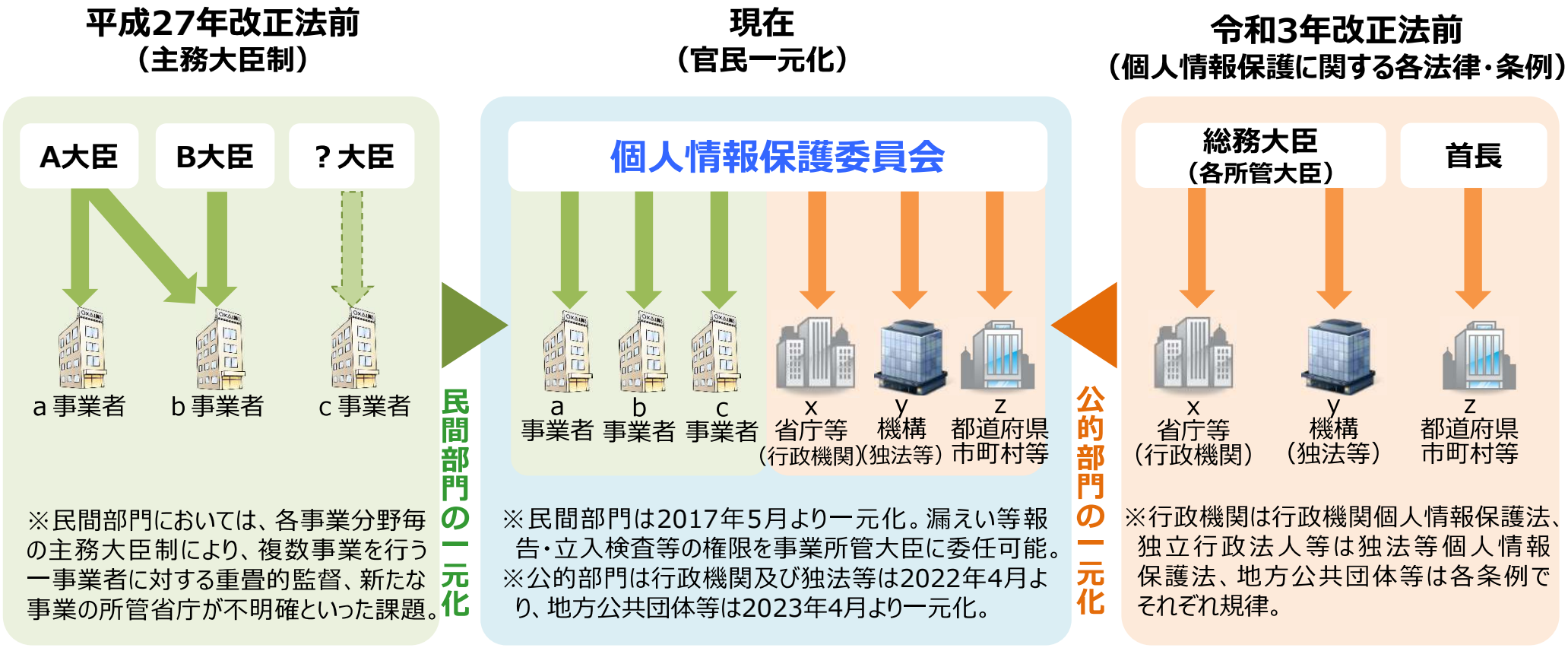
- 平成26年1月より、特定個人情報保護委員会として、**マイナンバー制度における公的部門及び民間部門の監視・監督等**を実施。
- 平成27年改正法（2017年5月全面施行）により、**個人情報保護委員会へ発展的に改組**し、**個人情報保護制度における民間部門について、主務大臣による事業者の監督権限等が一元化**。
- 令和3年改正法（2022年4月一部施行、2023年4月全面施行）により、**個人情報保護制度における公的部門について、総務省及び各地方公共団体から個人情報保護委員会へ一元化**。